市民税課 · 資産税課

1 改正の理由

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

(1) 個人市民税

新しい公益信託制度に係る寄附金について、寄附金税額控除の対象とする。

- (2) 固定資産税
 - ア 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)の割合を定める規定において、水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場 又は事業場における汚水等の処理施設に係る固定資産税の課税標準額に乗ずる 特例率を2分の1(現行3分の1)に改める。
 - イ わがまち特例の割合を定める規定において、再生可能エネルギー電気の利用 の促進に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、特 定バイオマス発電設備(一般木質又は農作物残さ区分に該当するもの)に係る 固定資産税の課税標準額に乗ずる特例率を7分の6とする。
- (3) 固定資産税及び都市計画税
 - ア 非課税の申告を定める規定において、私立学校法の引用条項を改める。
 - イ わがまち特例の割合を定める規定において、都市再生特別措置法に規定する 一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該事業により整備した一定の固 定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準額に乗ずる特例率を2分の 1とする。

3 施行期日

- 2の(1) 公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日
- 2の(2)及び(3)のイ 公布の日
- 2の(3)のア 令和7年4月1日